

廃棄物学 2008 (必修)

環境システム学科

宮脇 健太郎

第5回 廃棄物処理と法制度

1

法制度とは？

法

- ✳ 現象や事象などがそれに従って生起し、進展するきまり。法則。「自然には自然の がある」
- ✳ 社会秩序を維持するために、その社会の構成員の行為の基準として存立している規範の体系。裁判において適用され、国家の強制力を伴う。法律。「 のもとの平等」「民事訴訟 」
- ✳ 集団生活において、その秩序を維持するために必要とされる規範。おきて。しきたり。道徳や慣習など。「 にはずれたやりかた」
- ✳ 物事をする定まったやりかた。正しいしかた・方法。「 になかった筆使い」「そんなばかな はない」

制度

- ✳ **社会における**人間の行動や関係を規制するために確立されている**きまり**。また、国家・団体などを統治・運営するために定められた**きまり**。「封建」「貨幣」

[類語]制(せい)・機構・体制・法制・仕組み・決まり・定め・掟(おきて)・システム

3

規制と誘導

(教科書:法制度のアメとムチ)

- ✳ 廃棄物・適正処理 **技術 + 法制度**
- ✳ 時代に合わせた制度面の**弱点の改正**
- ✳ **再資源化, 有効利用, 環境保全**といった面からの法改正
- ✳ **社会システム上からの見直し** 各種リサイクル法
- ✳ 法制度の狙い
 - **規制** (ムチ) : 適正処理の確保
 - **誘導** (アメ, 飴) : リサイクル推進



4

廃棄物の定義と処理責任(1)

廃棄物処理法の制定と改正

- ✳ 汚物掃除法(1900，明治33)
- ✳ 汚物掃除法の改正（1930，昭和5）
- ✳ 清掃法（1954，昭和29）
- ✳ **廃棄物の処理**および**清掃**に関する**法律**
- ✳（1970，昭和45）



廃棄物の定義と処理責任(2)

廃棄物の定義

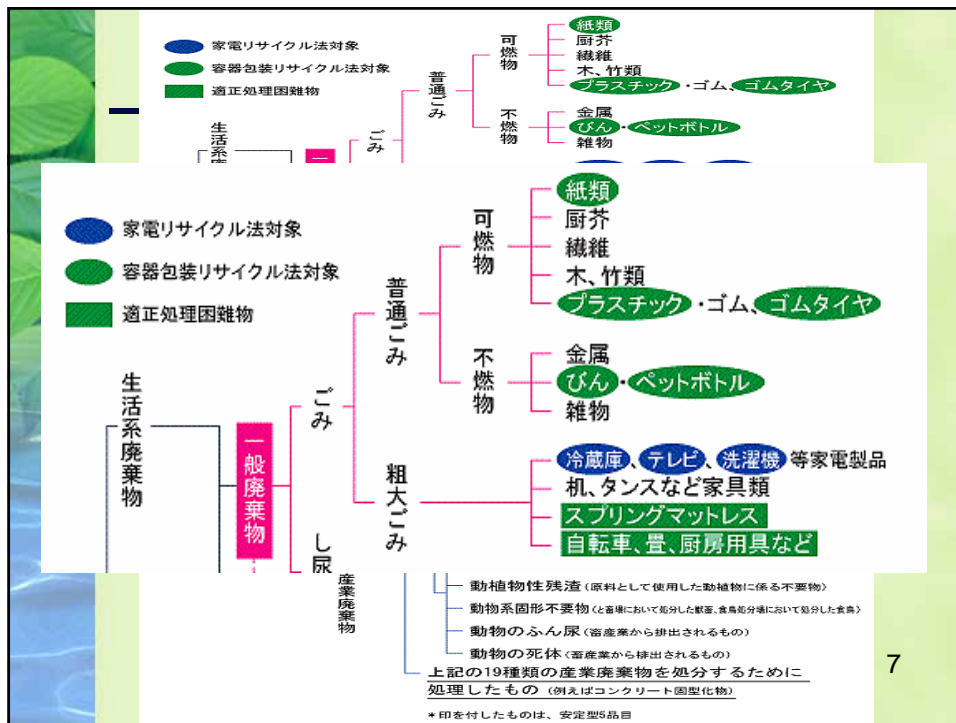
- ✳ 「占有者が自ら利用し，又は**他人に有償で売却できない**ために不要になった物」

分類，特徴

- ✳ 産業廃棄物 自業者自ら処理，委託
- ✳ 一般廃棄物 自区内処理・市町村責任



6



廃棄物の定義と処理責任(3)

処理の目的と適正処理

✳ 廃棄物処理法第1条

✳ 生活環境の保全及び公衆衛生の向上

- ねずみ（鼠），カ（蚊），ハエ（蠅）
- 浸出液によって公共水域・地下水汚染
- 有害物質 健康保持，生活環境保全



廃棄物の定義と処理責任(4)

処理の責務

- ✳ 国民
排出抑制，再生利用，分別排出など国及び公共団体に協力
- ✳ 事業者
自己処理責任，国及び地方公共団体に協力
自ら処理，処理業者に委託
- ✳ 国及び公共団体
市町村 一般廃棄物処理
(一部，産業廃棄物 = あわせ産廃)
都道府県 産業廃棄物の状況把握指導
廃棄物処理計画



9

廃棄物の定義と処理責任(5)

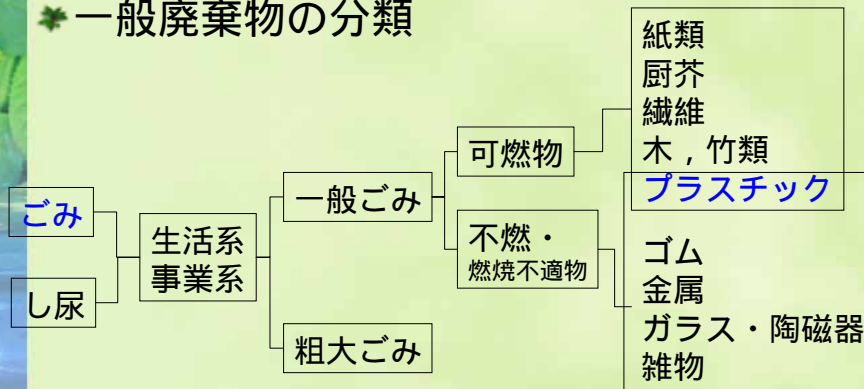
廃棄物処理計画

- ✳ 排出から最終処分
処理計画の作成・提示
 - 市町村，土地又は建物の占有者，都道府県及び事業者の一般廃棄物，産業廃棄物
- ✳ 都道府県廃棄物処理計画
- ✳ 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画など

10

一般廃棄物の適正処理(1)

＊一般廃棄物の分類



11

一般廃棄物の適正処理(2)

特別管理一般廃棄物

- ＊廃家電中PCB部品
- ＊ばいじん(飛灰), 燃え殻(焼却灰)
- ＊感染性一般廃棄物

＊教科書P128 表5-1参照



12

一般廃棄物の適正処理(3)

- ✳ 一般廃棄物の処理基準
 - 野積み, 野焼きの禁止
 - 埋立地での処分規制
 - 委託
- ✳ 特別管理一般廃棄物の処理基準
 - 適切な収集, 運搬
 - 無害化処理の義務(教科書P131, 表5-2)
 - 文書の携帯又は表示
 - 区域外処分 処分場所のある市町村に通知



13

産業廃棄物の適正処理(1)

- ✳ 産業廃棄物の分類
- ✳ あらゆる事業活動に伴うもの
 - 燃え殻(石炭火力発電などの石炭がらなど)
 - 汚泥(工場排水処理などから排出される泥状のもの)
 - 廃油(潤滑油, 洗浄用油など不要になったもの)
 - 廃酸(酸性の廃液)
 - 廃アルカリ(アルカリ性の廃液)
 - 廃プラスチック類
 - ゴムくず
 - 金属くず
 - ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 安定5品目
 - 銲さい(製鉄所の炉の残さいなど)
 - がれき類(工作物の除去に伴って生じたコンクリート破片など)
 - ばいじん(工場の排ガスを処理して得られるばいじん)

14

✳ 特定の事業活動に伴うもの

- 紙くず(建設業，紙製造業，製本業など)
- 木くず(建設業，木材製造業など)
- 繊維くず(建設業，繊維工業など)
- 動植物性残渣(原料として使用した動植物に係る不要物)
- 動物系固形不要物(と畜場，食鳥処分場)
- 動物のふん尿(畜産業)
- 動物の死体(畜産業)

✳ 19種類の産業廃棄物を処分する為に処理したもの
例) コンクリート固化物

15

産業廃棄物の適正処理(2)

特別管理産業廃棄物

- ✳ 燃焼しやすい**廃油**
- ✳ 著しい腐食性を有する**廃酸，廃アルカリ**
- ✳ **感染性**産業廃棄物
- ✳ **特定有害**産業廃棄物
 - 廃PCB等，PCB汚染物，PCB処理物
 - 廃石綿等
 - 判定試験で認定されるもの(基準P134)

教科書P132,133参照 16

産業廃棄物の適正処理(4)

特別管理産業廃棄物の処理基準

- ✳ 政令の基準に従って
(具体的 , 教科書 P 1 4 0)
- ✳ 環境大臣の定める中間処理後 , 通常の産業廃棄物として運搬・処分
- ✳ 処理の概要 (P139 , 図5-6参照)



19

特別管理産業廃棄物の処理例

- ✳ 廃油 : 焼却処理
- ✳ 廃酸・廃アルカリ : 中和処理
- ✳ 感染性産業廃棄物 : 焼却又は滅菌・消毒
- ✳ 廃PCB : 脱塩素化分解 , 水熱酸化分解など
- ✳ PCB汚染物 : 分離 , 洗浄によるPCB除去
- ✳ PCB処理物 : 廃PCB同様
- ✳ 廃石綿等 : 熔融処理

20

その他の法律(1)

循環型社会形成推進基本法

- ✳ 基本原則，責務，計画策定，
- ✳ 廃棄物などの内，有用なものを「循環資源」
- ✳ 優先順位
 - 発生抑制，循環資源の再使用，再生利用，熱回収，残った物の適正処理

資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

- ✳ 3Rへの自主的な取り組みの促進
- ✳ 一部義務（品目，業種指定），勧告や命令

21

その他の法律(2)

- ✳ 個別物品（教科書参照P121図5-1，P142,143）

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

建設リサイクル法

食品リサイクル法

自動車リサイクル法

- ✳ 全体

グリーン購入法



22

課題

小テスト

以下の文章が正しい場合は1、誤りの場合2をマークしなさい。

- * 1) 産業廃棄物と一般廃棄物は、排出後の責任主体や処理は同じである。
- * 2) 一般廃棄物は、自区内処理を原則とする。
- * 3) 産業廃棄物は、都道府県が処理する義務がある。
- * 4) 国民は、廃棄物処理の責任はまったくない。
- * 5) 特別管理一般廃棄物とは、PCB使用部品、ばいじん・燃え殻、感染性廃棄物が指定されている。

23

課題

- * 6) 一般廃棄物は、有害性が低いので野積み、野焼きが認められている。
- * 7) 産業廃棄物の中に、危険性、有害性の高いものが特別管理産業廃棄物として指定されており、有害重金属を基準以上溶出するもの、アスベスト、PCB等が含まれる。
- * 8) 循環型社会形成推進基本法において、廃棄物などのうち有用なものを「循環資源」と定義している。
- * 9) 工場から排出される紙くず、木くずなどの廃棄物は全て産業廃棄物となる。
- * 10) 産業廃棄物のうち、有害なものだけにマニフェスト(管理票)を付け、収集運搬から最終処分までを管理する。

24